

令和8年度 契約保養所のご案内

補助金対象！

全国各地より
お選びいただけます！

当組合では、「割引契約保養施設」「契約オートキャンプ場」「公的契約保養施設」の3種類を契約保養所（補助金対象施設）として各施設と契約しています。利用料金が補助金額を超える場合に限り、年度内5泊まで補助金の支給対象となりますので、ぜひご利用ください。

対象施設

当組合ホームページよりご覧ください

- (ア) 割引契約保養施設：全国**92**施設
(イ) 契約オートキャンプ場：関東・関西中心**35**施設
(ウ) 公的契約保養施設：船員保険会（センポス）**3**施設 （令和8年2月末現在）

補助金額

- (ア) 割引契約保養施設：組合員1人1泊 **3,000**円
(イ) 契約オートキャンプ場：1サイトまたは1コテージにつき1泊**3,000**円（日帰り利用は補助金対象外）
(ウ) 公的契約保養施設：組合員1人1泊 **2,000**円

利用方法《(ア)(イ)(ウ)共通》

- ① 予約はご利用の施設へ直接お願いいたします。
 - ・ 予約の際は、東京実業健康保険組合の組合員である旨と申込代表者名および利用人数をお申し出ください。
 - ・ 利用料金が補助金額を超えた場合に限り対象となりますので、利用料金を必ずご確認ください。
- ② 予約が済みましたら専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、利用日の10日前までに組合本部施設課へFAXまたは郵送にてお申込みください。
- ③ 組合員の資格および申込内容を確認後、組合承認印を押印した「利用通知書」を郵送いたします。
- ④ 利用日に「利用通知書」を現地フロントへ提出してください。

〈利用料金を現地にて支払う場合〉

ご宿泊後に利用料金を精算する場合は、利用日に「利用通知書」を現地フロントへ提出することで利用料金から「利用通知書」に記載された補助金額を差し引いた料金でご利用いただけます。

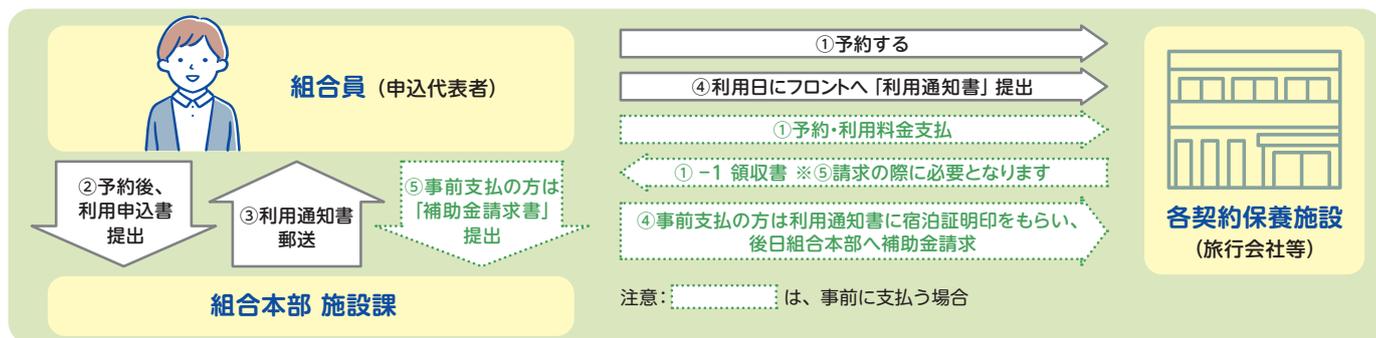
〈利用料金を事前に支払う場合〉

旅行会社のツアーやインターネット予約等で事前に利用料金をお支払いする場合は、利用日に「利用通知書」を現地フロントへ提示し「宿泊施設証明欄」に宿泊証明印を受けてください。

利用（宿泊）後、補助金請求書（「利用通知書」送付時に同封）に必要事項をご記入のうえ、下記添付書類と一緒に組合本部施設課へ郵送してください。内容確認後、指定口座へ補助金をお振込みいたします。

添付書類

- ・ 宿泊証明印を受けた利用通知書（原本）
- ・ 利用料金の領収書（写）



注意事項《(ア)(イ)(ウ)共通》

- ・ **ご利用後の申請は補助金の対象になりませんので、ご利用前に必ず申請してください。**
- ・ キャンセルや変更（メンバー・人数）等につきましては、利用施設および組合本部施設課へ必ずご連絡のうえ、交付済みの「利用通知書」を組合本部施設課へご返却ください。変更等の場合は「利用通知書」の再発行が必要となります。
- ・ キャンセル料については各施設にご確認のうえ、各自のご負担となります。
- ・ 施設によっては申込方法や利用日より補助金対象にならない場合もありますので、予約の際にご確認ください。

問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 施設課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

